

横手市週休2日制工事に関する水道工事運用

令和6年3月5日
横手市上下水道部水道課

横手市週休2日制工事実施要綱（以下「要綱」という。）における、水道工事に関する運用を次のとおり定める。なお、水道工事は建設業法上の水道施設工事とし、上水道のための取水、浄水、配水等に係る土木工事・機械電気設備工事並びに建築工事が該当する。

要綱第2条関係（定義）

- 1 要綱第2条(3)の「当該週休2日制工事に係る作業」には、現場事務所等での事務作業を含む。

要綱第3条関係（休日）

- 1 発注者は、受注者に対し、毎月の履行報告書（様式1-1参照）に勤務状況確認表（様式1-2参照）を添付して提出させるものとする。なお、最終月においては、工事完成届とともに提出させるものとする。

要綱第4条関係（週休2日制工事の指定等）

- 1 次の工事については、対象外とする。
 - (1) 社会的要請等により早期の工事完成が望まれる以下の工事
 - ① 災害復旧工事
 - ② 事業計画等で供用開始時期が公表されている工事
 - (2) 現場工事が4週間未満と見込まれる工事
 - (3) 設計額が130万円未満の工事
- 2 要綱第4条第2項の「週休2日制工事の継続が適当でないと判断した場合」とは、当該週休2日制工事の現場が被災した場合など、週休2日を実施することが困難又は不適切であると発注者が判断した場合とする。

要綱第5条関係（工期変更）

- 1 週休2日の達成のみを理由に工期変更はできないものとする。
- 2 工期変更については、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」により判断するものとする。なお、工期変更の理由が受注者の責に帰すことができないものとは以下の①～③に示す基準とし、発注者は受注者と協議をする。
 - ① 契約内容と異なる事項等が発生し、工事工程の条件に変更が生じた場合
 - ② 全部一時中止や一部一時中止により全体工程に影響が生じた場合
 - ③ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

要綱第6条関係（その他）

【工事費の積算に関すること】

- 1 水道工事における積算は、「水道事業実務必携 水道施設整備費に係る歩掛表」に準じるものとし、以下のとおりとする。
 - (1) 書類作成費用
週休2日制確保工事に伴う書類の作成費用は、現場閉所率に応じて補正する経費に含まれるため、別途計上は行わない。
 - (2) 経費の補正
 - ア 土木工事
現場閉所状況が4週6休以上（現場閉所率21.4%）の場合は、別表1-1のとおり現場閉所率に応じて、間接工事費（共通仮設費率及び現場管理費率）を補正し、直接工事費及び共通仮設費（積上分）に計上される単価のうち労務費、機械賃料、市場単価、土木工事標準単価に対して週休2日の補正を適用した単価を計上する。

なお、土木工事標準単価については、「建設物価」及び「積算資料」に掲載の単価を使用し、補正済み単価がそれぞれ「建設物価」及び「積算資料」の両方に掲載の場合は、その平均単価として、片方の資料のみに掲載している単価は、当該単価とする。また、土木工事に関する市場単価は別表1-3 水道工事（土木工事）における市場単価の補正係数の補正率を乗じ、単価を補正するものとする。

イ 機械電気設備工事

現場閉所状況が4週6休以上（現場閉所率21.4%）の場合は、別表1-2のとおり現場閉所率に応じて、間接工事費（共通仮設費率及び現場管理費率）を補正し、直接工事費及び共通仮設費（積上げ分）に計上される単価のうち労務費、機械賃料に対して週休2日の補正を適用した単価を計上する。

ウ 建築工事（建築工事内電気設備工事及び機械設備工事を含む）

現場閉所状況が4週8休以上（現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上）の場合は、以下のとおり労務費を補正した複合単価及び市場単価等を計上する。（別表2-1、別表2-2、別表2-3を参照）

① 複合単価

複合単価の労務単価は、別表公共工事設計労務単価に補正係数1.05を乗じて補正する。

なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

② 市場単価等

市場単価は、以下の表の補正率を乗じ、単価を補正する。

建設資材定期刊行物の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合においても、同様とする。

【その他】

- 1 水道事業実務必携及び秋田県土木工事標準積算基準書（共通編）に基づき、余裕を持った工期設定を行うこと。
- 2 業務フロー
 - (1) 工事発注時
発注者は、要綱第4条関係（週休2日制工事の指定等）及び当該要綱に関する本運用により週休2日制確保工事を選定し、当初設計時に4週8休として経費の補正を行った上で、起工伺い、公告時の記載および特記仕様書（別記1）・条件明示書（別記2）に当該工事が週休2日制確保工事である旨を記載する。
 - (2) 工事契約時
発注者は、週休2日制工事の実施について、受注者の意向を確認する。受注者より、週休2日制工事を希望しない旨の報告を受けた工事については、受注者は以降の業務フローに記載の義務を負わない。
 - (3) 工事施工時
 - ①受注者は、工事看板を設置する際には「週休2日制工事」である旨を記載する。
 - ②受注者は、現場閉所の予定が確認できる「現場閉所予定書」（以下「予定書」という。）を発注者に提出する。（様式は勤務状況確認表（様式1-2）を参考とする）
この予定書の提出は、月単位を原則とし、提出期限は、当初月は現場着手日までに、それ以降は翌月の作業開始前までとする。また、当初月には、現場着手日を明示する。
 - ③ 発注者は、予定書の報告を受け、現場閉所の予定を確認する。
 - ④ 受注者は、現場閉所を行うに当たっては、事前に週間工程表やメール等で監督員に報告する。発注者は、「予定書」を基に、確実に現場閉所されているかを確認する。ただし、休日は「休日等の工事施工届」が提出されていなければ、現場閉所と判断する。
 - (4) 工事完了後
受注者は、工事完了日確定後速やかに、現場閉所の確認ができる「現場閉所報告書」を作成し、発注者に提出する。（様式は勤務状況確認表（様式1-2）を参考とする）
 - (5) 設計変更

発注者は、現場閉所の実施結果に応じて、以下の通り設計変更を行う。

ア 土木工事及び機械・電気設備工事の場合

実施結果が4週8休未満の場合は、実施結果に応じて経費を補正し、減額変更する。

イ 建築工事の場合

実施結果が4週8休未満の場合は、複合単価及び市場単価等は補正せず、減額変更する。

附 則

この運用は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1—1 水道工事（土木工事）における直接工事費及び間接工事費の補正係数

	4週6休未満	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
現場閉所率	21.4%未満	21.4%以上 25%未満	25%以上 28.5%未満	28.5%以上
労務費	補正なし	1.01	1.03	1.05
機械経費（賃料）		1.01	1.03	1.04
共通仮設費		1.02	1.03	1.04
現場管理費		1.03	1.04	1.06

別表 1—2 水道工事（機械電気設備工事）における直接工事費及び間接工事費の補正係数

	4週6休未満	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
現場閉所率	21.4%未満	21.4%以上 25%未満	25%以上 28.5%未満	28.5%以上
労務費	補正なし	1.01	1.03	1.05
機械経費（賃料）		1.01	1.03	1.04
共通仮設費		1.02	1.03	1.04
現場管理費		1.03	1.04	1.06

別表 1 - 3 水道工事（土木工事）における市場単価の補正係数

名称	区分	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
鉄筋工		1.01	1.03	1.05
ガス圧接工		1.01	1.02	1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.03
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
法面工		1.00	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.02	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05
	剪定	1.01	1.03	1.05
公園植栽工		1.01	1.03	1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04
橋面防水工		1.00	1.01	1.02
薄層カラー舗装		1.00	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02

別表 2-1 水道工事（建築工事）における市場単価等の補正率

工種	4週8休以上
仮設	1.03
土工	1.03
地業	1.03
鉄筋	1.04
コンクリート	1.04
型枠	1.03
鉄骨	1.04
既製コンクリート	1.03
防水	1.02
防水（シーリング）	1.04
石	1.02
タイル	1.03
木工	1.02
屋根及びとい	1.02
金属	1.02
左官	1.04
建具（ガラス）	1.02
建具（シーリング）	1.04
塗装	1.04
内外装	1.03
内外装（ビニル系床材）	1.02
ユニットその他	1.01
排水	1.03
舗装	1.02
植栽及び屋上緑化	1.03
解体	1.03
解体（内装材）	1.05
撤去	1.05

別表 2 - 2 水道工事（建築工事内電気設備工事）における市場単価等の補正率

工種	適用	4週8休以上
配管工事	電線管、2種金属線ぴ及びボックス	1.04
	ケーブルラック	1.03
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.03
	プルボックス	1.02
	プルボックス用接地端子	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用（壁・床）	1.03
	防火区画貫通処理 金属管・丸形用	1.01
配線工事	600V絶縁電線及び600V絶縁ケーブル	1.03
電動機その他接続工事	金属可とう電線管	1.03
接地極工事	銅板式、銅覆鋼棒、接地極埋設票（金属製）	1.03

別表 2 - 3 水道工事（建築工事内機械設備工事）における市場単価等の補正率

工種	適用	4週8休以上
保温工事	配管用	1.03
	ダクト用及び消音内貼	1.03
ダクト工事	低温ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンバー類	1.03
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパー等の取付手間のみ	1.04
衛生器具	取付手間のみ	1.04

別記 1

特記仕様書 ※記載例

<p>第 1 編 共通編 第 1 章 総則 1 - 3 週休 2 日制工事の対象</p>	<p>週休 2 日制工事の実施については、「横手市週休 2 日制工事実施要綱」及び「横手市週休 2 日制工事に関する水道工事運用」に基づいて実施するものとする。</p>
--	--

別記 2

条件明示書 ※記載例

<p>2. 週休 2 日制工事における補正</p>	<p>本工事は労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費及び現場管理費に 4 週 8 休以上の現場閉所を行う前提として経費の補正を行っている。</p> <p>工期内において 4 週 8 休に満たない場合は、現場閉所の達成状況に応じて最終変更時に上記経費の補正を見直すものとする。4 週 6 休に満たない場合には、補正なしとする減額変更を行うものとする。</p>
---------------------------	---